

職員組合ニュース

〒606-8317 京都市左京区吉田本町 TEL: 761-8916 内線: 7615 FAX: 751-8365 URL: <http://www.kyodai-union.gr.jp/> Email: office@g.kyodai-union.gr.jp

総長選考 決選投票を実施せず

あまりに不透明な選考手続き、
総長選考会議は決選投票を
行わなかった理由を説明せよ。



7月20日に総長選挙にかかわる「意向調査」が行われました。翌7月21日に総長選考会議はこの結果をふまえて湊長博理事・副学長を次期総長候補者として決定しました。

今回の総長選考は、従来に比しても選考手続きの不透明さにおいて際だっていました。誰を総長に選出するかという「人」の問題とはひとまず区別される問題として、この選考手続きの不透明さは今日の学内民主主義の閉塞状況を象徴するものでもあり、6年後も見すえてその問題点を指摘しておきたいと思えます。

総長選考にかかわる手続きの不透明さは、予備投票で選ばれた15名の名前と得票数・順位が明らかにされなかったことや、その中から6名を選出した基準が説明されていないことに表れています。とりわけ大きな問題は、意向調査において過半数に達した得票者がいなかったにもかかわらず、決選投票が行われなかったことです。

総長候補者決定後に公開された「第27代総長選考結果」では、意向調査の得票数が右のように記されています（ここではアイウエオ順ではなく得票数順に配列し、カッコ内に投票者中に占める得票数の割合を示しました）

湊 長博	： 640票	(得票率 37.0%)
寶 馨	： 398票	(得票率 23.0%)
大嶋正裕	： 364票	(得票率 21.0%)
時任宣博	： 171票	(得票率 9.9%)
北野正雄	： 117票	(得票率 6.8%)

この結果に明らかなように、1位の湊氏の得票は過半数に達していません。2位と3位の各氏の得票を足すと湊氏の得票を越えます。もしも上位2名による決選投票が行われたならば、十分に逆転もありえたと思われる投票結果です。

前回の総長選挙では、「意向投票」における得票第1位が山極壽一氏で683票（得票率41.2%）、第2位が湊氏で437票（得票率26.4%）、この状態で決選投票が行われて、山極氏1037票（得票率61.7%）、湊氏644票（得票率38.3%）で山極氏が最終候補者となりました（「第26代総長選考結果」）。

今回の意向調査における湊氏の得票率37.0%は、前回の意向投票における山極氏の得票率よりも4%近く低くなっています。それにもかかわらず、決選投票は行われませんでした。なぜこのような事態が生じたのでしょうか。前回の選挙が準拠した「国立大学法人京都大学総長選考意向調査規程」（2014年4月23日総長選考会議決定）では「前項の意向投票において、**得票過半数の者がいないときは、得票多数の者2名について、決選投票を行う**」という条項がありました。文面から明らかな通りこれは強制規程であり、過半数得票者がいない場合に決選投票を行わなければならない仕組みとなっていました。

ところが、2019年10月28日の総長選考会議において意向調査規程を改正し、この過半数条項を削除しました。もともと過半数条項が総長選考会議による恣意的な判断を防ぐための規程であったことを想起するならば、そもそも総長選考会議を縛るための規程を総長選考会議が削除できること自体、きわめて奇妙なことです。結果として、総長選考会議は、候補者の顔ぶれを見ながら決選投票をするか否かを判断できることとなり、実際

に決選投票は行いませんでした。京大滝川事件の発生した1933年の総長選挙においてさえ、小西重直と佐々木惣一のあいだで決選投票が行われたことを考えるならば、学内民主主義の度合いは1933年時点より後退しているともいえます。

問題は決選投票の有無だけではありません。前回の「第26代総長選考結果」では「投票者数」（1663票、うち無効投票5票）だけでなく「投票資格者数」（2247名）も記されていたのに対して、今回の「第27代総長選考結果」では候補者6名の得票数が記されているだけであり、**無効投票数も、投票資格者数も記されていません。**総長選考会議としては「投票」ではなく単なる「調査」なのだからそれでさしつかえないということなのかもしれませんが、特定の漢字の判読が困難などの理由で膨大な無効投票が存在する可能性も原理的にはありうる以上、手続きの公正さに疑いを抱かせる措置といえます。

今回の総長選考にあたって「意向投票」が「意向調査」と改められました。その違いは名称の問題に止まらず、選考の手続きの本質にかかわる改変をはらんでいます。

職員組合としては学内民主主義の深化拡充を求める立場から、総長選考会議による過半数条項の削除に強く抗議するとともに、今回、決選投票をしなかった理由についての説明と、投票資格者数および無効投票数の開示を求めます。

京都大学職員組合は7月23日に、第97回定期大会を開催し、次の大会声明を発表しました。

京都大学職員組合 第97回定期大会 宣言

新型コロナウイルス (COVID-19) の感染拡大により、世界では経済的格差の増大や外国人差別などが起き、対立と分断が深刻な状況になっています。

日本でも新型コロナウイルスの影響にともなう政府の感染対策の遅れによって、市場原理を重視した「新自由主義」路線が、突発的な危機に対応できないことが明らかになりました。この路線下で実施されてきた政府や中央省庁への権限集中、効率性重視による予算カット、自己責任論による弱者切り捨てなどを抜本的に見直す時期が来ています。

「新自由主義」路線は大学に及び、疲弊させてきました。毎年の運営費交付金削減による人件費カットへの圧力、ガバナンス強化による「非民主的」な大学運営、競争的資金による研究への介入・誘導などです。しかし、こうした政府の方針は特段の「成果」をあげていないばかりか、全国の大学関係者の未来と希望を奪っています。なにより問題なのは、非正規雇用職員や任期付教員など弱い立場にある人々にさらなる負担を強いる結果になっていることです。弱者を犠牲にして成り立つ「改革」や「成長」からの転換が必要です。

京都大学は創立以来、「自由の学風」を掲げてきました。このため、政府の「新自由主義」路線の圧力による影響が近年露骨な形であらわれています。その代表的な例が京都大学職員組合の屋外掲示ボードの京都大学立看板規程を口実にした一方的な撤去です。京大法人側は組合側との不実な交渉態度を続けており、掲示の原状復帰を避けています。

あわせて、京都大学では、いまだ時間雇用職員の5年雇い止め制度を撤廃しておらず、看護師の超過勤務の減少や長日勤手当支給にも対応していません。いかなる条件下の雇用でも働きやすく、安心できる職場を実現せねばなりません。

こうした転換を実現していくうえで、今後、組合のはたす役割はますます大きなものになっていくはずですが、敗戦間もない時期に設立された京都大学職員組合は、労働条件の維持改善と経済的地位の向上だけでなく、「学園の民主化」を促進することを目的として活動してきました。

京都大学職員組合は、京都大学に働くすべての人々の「声」の支援者、代表者となるべく、その力と数を拡大し、働くものの権利と「学園の民主化」を京大法人に認めさせていく必要があります。そのことに尽力することが、結果的に、「新自由主義」路線に立つ日本政府や経済界によって疲弊させられた多くの労働者や、格差や分断で苦しむ世界の人々を強く勇気づけていくことになるはずです。

以上を、本大会は宣言します。

2020年7月23日 京都大学職員組合第97回定期大会



新委員長 就任あいさつ

京都大学職員組合
2020年度 中央執行委員長

伊庭 治彦
(農学研究科 准教授)

2020年度の委員長に信任いただきました農学部支部の伊庭治彦です。どうぞよろしく願いいたします。

私は、大学を卒業後に民間企業に就職した後、地方公務員、そして大学へと転職しました。いずれの職場でも労働組合に加入し活動に参加してきました。民間企業はユニオン・ショップ制でしたので就職と同時に組合に加入します。この最初の組合での活動が最も活発でした。賃上げや労働条件改善を要求し、交渉がまとまらなければサボタージュも実施しました。使用者側である交渉相手は全て元組合員ですが、決して「御用組合」ではなく、真剣な交渉が毎年行われました。そこには、労使両者に、交渉を通して職員が気持ちよく働ける職場をつくる、という使命感がありました。地方行政機関はオープン・ショップ制ですが、一定の組織率の下で、組合員の身近な問題から組織全体の課題までを対象に、活発な交渉が行われました。

私にとって労働組合は労使がよりよい職場づくりを行う上で不可欠な機関であり、活動そのものです。労働組合が機能不全となり、労働者の思いを伝え、実現する場が無い組織において、使用者側だけが形成する職場とはどのようなものでしょうか。数多くのニュースは、理不尽がまかりとおる職場の悲劇を伝えています。

今年7月に京都大学の団体交渉に初めて参加したとき、交渉相手である理事が、本組合を京都大学の外にある組織であるかのような認識を何度も示され、強い危機感をいただきました。「京都大学を構成する職員がよりよい職場づくりを目指し、労働組合を組織し、活動している」ことへの理解が欠如している使用者側は、どのような職場をつくろうとしているのでしょうか。

よりよい職場づくりにむけて、労働組合がその機能を十分に発揮するためには、やはり多くの職員の方に参加いただくことが必要です。どんな小さなことでも結構です。職場についての皆様の思いを発信する場として本組合を活用してください。どうぞよろしく願いいたします。

京都大学職員組合 加入申込書

申込日 年 月 日

ふりがな 性別 生年月日

所属部局： 部署：

職種／職名： (例：教員／准教授)

雇用形態： 常勤 有期雇用 時間雇用 再雇用 その他 (

組合費： 給与控除(通常はこちら) 給与控除以外の徴収法を希望()

E-mail： @

あなたも組合に！

お申し込み

FAX:075-751-8365

<http://join.kyodai-union.gr.jp>

ご記入頂いた事項は「個人情報
の保護に関する法律」を遵守
し、組合活動情報のご提供、組
合費徴収などの事務のために適
切な取り扱いをいたします。

連絡先

京都大学職員組合 事務所

〒606-8317京都市左京区吉田本町

TEL：075-761-8916

FAX：075-751-8365

内線：7615(本部地区)

Email：office@k.kyodai-union.gr.jp

URL：http://www.kyodai-union.gr.jp